

感染症対策指針

(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針)

医療法人社団まほし会

まほし居宅介護支援事業所コスモス

まほし居宅介護支援事業所からと

訪問看護ステーションまほし

真星病院訪問リハビリテーション

真星病院通所リハビリテーション

デイサービスセンターまほしの里

有馬あんしんすこやかセンター

目的

1. まほし会の法人理念に基づき、利用者の健康や生命に直接関わる

日常的な衛生管理または感染症予防に努めるとともに、感染症が発生した場合は事業所内まん延防止するための措置を講じ、利用者が安全で快適なサービス提供を受けられるよう、この「感染症指針」を定める。

なお、対策は利用者、職員を守るものであり、利用者を困らせるものであってはならないことを観点とし堅持する。

2. 基本方針

(1) 全職員が一丸となって感染症の発生及びまん延の防止に努める。

(2) 国内や県内、地域の感染症状況をよく把握し、全職員が感染症に罹患しない対策を講じる。

(3) 感染症が発生した場合は、速やかに連絡・報告を行い、事業所内のまん延を最小限に抑える対策を実施する。

(4) 指針や委員会での決定事項については、速やかに全職員に周知徹底させる。

3. 基本方針を達成するための取り組み

(1) 委員会を設置し、その他の会議や申し送り等にて感染症対策について検討し感染症が発生しない、また発生してもまん延しない対策を全部署・全職員が協力して実施する。

(2) 国内や県内、地域の感染症状況をニュースやホームページ等でよく把握しまた医師からの情報をもとに、まずは職員一人ひとりが感染症に罹患しない対策を講じる。

また、感染症対策マニュアルにのっとり、平常時・感染発生初期・感染まん延の段階に応じて予防対策を実施して、利用者へ感染させないよう努める。

(3) 職員に感染症の症状が認められた際は速やかに上司に報告し、感染症の疑いがある場合は出勤停止又は退勤する。

また、利用者に感染症の疑いがある場合は、感染症マニュアルにのっとり

対応を行い、他の利用者に感染がまん延しないように努める。

- (4) 指針で記載されている事項や委員会で決定した内容については速やかに全職員へ周知させる。また、感染症発生やまん延の状況について委員会やその他の会議で検討し、それらの対策を速やかに各部署や担当者に伝達して実施させる。

4. 委員会の設置

基本方針を達成するため、以下のように地域感染症対策委員会を法人内に設置し、参画する。ただし委員会の協議事項等の状況に応じ、医師、専門家の参画や部単位での開催（小委員会）とすることや職種及び人数を変更することができる。

また、保健所に助言を仰ぐこともできる。

(1) 委員会の構成職員

地域包括ケア部 部長(管理責任者・医師・感染対策担当)

地域包括ケア部 課長(情報収集及び関係機関との連携)

訪問看護ステーションまほし(管理者・看護職員)

真星病院訪問リハビリテーション(管理者・理学療法士)

居宅介護支援事業所(管理者・ケアマネジャー)

真星病院通所リハビリテーション(管理者・理学療法士)

通所介護(管理者)

地域包括支援センター(管理者・ケアマネジャー)

(2) 開催頻度

基本的に定例会として月1回第4火曜日とするが、必要に応じて臨時委員会を開催する。

(3) 検討内容

① 感染対策の立案・検証・修正

② 各部署での感染対策の実施状況の把握と評価

③ 職員への感染症対策の教育・研修内容の検討

④ 感染症発生時の対応の分析と今後の対策検討

5. 感染症対策マニュアル及び事業継続計画の整備

(1) 感染症マニュアル

感染症発生及びまん延を防止するため、対応の詳細を記載したマニュアルを作成し、定期的に見直しを行う。

(2) 事業計画

新型インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス等、未知なる感染症が国内に流行した又は事業所内にまん延が起こった場合であっても、利用者が安全・安心してサービスの提供が受けられるように事業継続計画を作成し、定期的に見直しを行う。

6. 感染予防の徹底(平常時の衛生管理)

インフルエンザやノロウイルス等の平常時対策として、以下を徹底する。

なお、地域感染まん延時等の対策については、感染症対策マニュアルを参照する。

(1) 職員の標準予防策の徹底

県内や地域に感染発生の情報がない場合でも、冬季や感染症まん延時期には以下の標準予防策を実施する。

- ① 出退勤時の手洗い・うがい・手指消毒・出勤前の検温
- ② 勤務中のマスク着用
- ③ 1ヶアごとの手洗い・手指消毒
- ④ 体調不良時の早期報告・出勤停止
- ⑤ ワクチン接種

(2) 利用者への呼びかけ

利用者へも感染予防のために以下をお願いをする。ただし、体調や障害等の状況で不可能な場合は、無理に行うことはしない。

- ① 飲食時の手洗い・うがい・手指消毒
- ② 利用時の検温・手洗い・手指消毒
- ③ 利用時のマスク着用
- ④ 体調不良時の利用中止
- ⑤ ワクチン接種

7. 感染症まん延防止の徹底(感染症発生時の対応)

職員又は利用者が感染症に罹患した場合、まん延を防ぐため、以下の対策を行う。
なお、詳細については感染症対策マニュアルを参照する。

(1) 発生状況の把握

(2) 感染拡大の防止

- ・職員の規定された日数の出勤停止
- ・利用者の規定された日数の利用停止 等

(3) 医療機関や保健所、市町村の関係機関との連携と必要あるときの協力依頼

(4) 医療処置

(5) 行政への報告

8. 職員に対する研修・教育

職員に対する感染症対策のための研修を以下の内容で実施する。

(1) 感染症発生及びまん延防止の基本の習得や感染症対策マニュアルの内容確認を目的に年1回以上の研修、年1回以上の訓練を実施する。

また、新規採用者には、採用時に研修を行う。

(2) 開催頻度は特に定めないが、冬季や感染症流行時期前に実施して、感染予防の知識、普及・啓発を促す。

(3) 新型インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス等、未知なる新型の感染症が

国内に流行している場合は上記時期に関わらず、研修や会議等で対策の知識を高める。

9. 指針の閲覧

本指針は利用者及び家族等が希望した場合にすぐに関覧できるようにしておくとともに、ホームページ上へ公表する。

10. その他

(1) 利用者の感染症について

一定の場合を除き、利用予定者が感染症や既往であっても、原則としてそれを理由にサービス提供を拒否しないこととする。

(2) 指針等の見直し

本指針及び関連するマニュアル等は感染対策委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

附則 この指針は令和6年3月16日より施行する。

